

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年10月11日
【四半期会計期間】	第52期第1四半期（自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日）
【会社名】	株式会社ニイタカ
【英訳名】	Niitaka Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥山 吉昭
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区新高一丁目8番10号
【電話番号】	06(6391)3225
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 宮川 徹
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区新高一丁目8番10号
【電話番号】	06(6391)3225
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 宮川 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期 第1四半期連結 累計期間	第52期 第1四半期連結 累計期間	第51期
会計期間	自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日	自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日	自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日
売上高(千円)	3,074,904	3,172,019	12,819,696
経常利益(千円)	93,726	114,399	668,098
四半期(当期)純利益(千円)	54,568	68,906	408,511
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	46,353	82,187	465,377
純資産額(千円)	6,271,507	6,655,380	6,637,164
総資産額(千円)	11,837,036	12,727,863	12,575,716
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	9.24	11.67	69.19
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	53.0	52.3	52.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、デフレ脱却を目指した経済政策の実施や今後への期待感等によって、企業収益の改善や個人消費の持ち直しが見られるなど、景気回復の兆しが見られました。

一方で、円安により原材料・燃料価格が高騰しつつあることや、新興国経済の変調及び中国経済の成長鈍化により輸出や海外での企業収益の下振れリスクがあるなど、企業を取り巻く環境は、依然として先行きが不透明な状況となっております。

このような環境下、当社グループは、三方よし（買い手よし、世間よし、売り手よし）の製品・サービスの開発・拡充に努めるとともに、フードビジネス業界向け衛生サービスにも注力するなど販売活動の強化を図ってまいりました。

その結果、主力製品で一定の拡販ができ、当第1四半期連結累計期間の売上高は、3,172百万円（前年同四半期比 3.2%増）となりました。

利益につきましては、当社グループ製造品の売上拡大とコスト削減に努めた結果、営業利益は、115百万円（同 25.6%増）、経常利益は、114百万円（同 22.1%増）、四半期純利益は、68百万円（同 26.3%増）となりました。

(2) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は次のとおりであります。

(資産)

資産は前連結会計年度末と比較して152百万円増加し、12,727百万円となりました。主には、「受取手形及び売掛金」が166百万円、有形固定資産「建物及び構築物」が356百万円、投資その他の資産「その他」が126百万円それぞれ増加し、有形固定資産「その他」が498百万円減少しました。

(負債)

負債は前連結会計年度末と比較して133百万円増加し、6,072百万円となりました。主には、「支払手形及び買掛金」が90百万円、「長期借入金」が611百万円それぞれ増加し、「短期借入金」が600百万円減少しました。

(純資産)

純資産は前連結会計年度末と比較して18百万円増加し、6,655百万円となりました。主には、四半期純利益68百万円の増加、配当金の支払が64百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

課題と対処方針

当社グループが主に依拠するフードビジネス業界は、消費者の低価格志向や少子高齢化等の影響を受けて市場規模は横ばいもしくは縮小基調であり、企業間競争が激化しております。

また、顧客ニーズについては、高機能と低価格の両立の要請、食の安全・安心の追求、環境への配慮等々、高度化しております。特に、食の安全・安心と環境への配慮は、製品・サービスの開発と提供を考える際に、欠くことのできない観点となっております。

その他、企業への社会的責任遂行要請が高まっており、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等を重視する姿勢と行動、社会貢献活動が求められ、これらの取り組みは、企業の成長と存続を左右する重要な課題となっております。

以上のように当社グループが対処すべき領域は広く、課題は多岐に亘りますが、これらはあらゆる企業に求められる共通の課題であり、迅速かつ適切に対応できれば他社との差別化を図ることができ、成長のチャンスとも考えられます。

会社の支配に関する基本方針について

当社における「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の概要は下記のとおりです。

会社の支配に関する当基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定されるものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みの概要

イ.「中期経営計画」による企業価値向上への取り組み

当社は、企業価値の向上を図るため、平成26年5月期を初年度とする中期経営計画「NIPQ」(Niitaka Innovation Plan)を策定しました。

中期経営計画においては、「『三方良し』の製品・サービスの提供」を基本方針とし、市場競争力の強化 コスト競争力の強化 企業体質の強化 を主要課題に掲げております。買い手(販売店、ユーザー)と世間(社会、環境)のお役に立つ製品とサービスを提供することは、売り手(当社グループ)にも利益をもたらします。社会に必要とされる企業としてあり続ける努力を重ね、さらなる企業価値向上に取り組み、業界ナンバーワンを目指します。

ロ.コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

当社は、継続的に企業価値を高めることを目指し、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営効率の向上及び経営の健全性の向上に努めております。

当社は、監査役制度を採用しております。取締役会、監査役会、監査法人、監査室及びCSR委員会等の各組織機関が相互に連携し、さらには内部通報制度も設け、コンプライアンスの徹底やリスク管理の充実をはじめとした内部統制システムが有効となるよう努めております。

当社取締役会は、原則として1ヶ月に1回開催(監査役も毎回出席)し、取締役会規程に定められた詳細な付議事項について十分な審議を行っております。

当社は、これらの取り組みとともに、株主の皆様をはじめ、従業員、取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとし、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。)を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示をお受けいただく機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為についての評価・検討に必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価・検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとしております。したがって、大規模買付行為は、取締役会の評価・検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要性・相当性の範囲で会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランは、平成25年8月23日に開催の当社第51回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき継続しており、その有効期限は平成28年8月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとなっております。

本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記の会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(イ)買収防衛策に関する指針(注1)の要件を充足していること(ロ)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること(ハ)合理的な客観的発動要件の設定をしていること(ニ)独立性の高い社外者の判断の重視と透明な運営が行われる仕組みが確保されていること(ホ)株主意思を重視するものであること(ヘ)デッドハンド型買収防衛策(注2)やスローハンド型買収防衛策(注3)ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (注) 1. 「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(平成17年5月27日 経済産業省・法務省)を指します。
2. デッドハンド型買収防衛策 取締役会の構成員の過半数を交替させてもその発動を阻止できない買収防衛策
3. スローハンド型買収防衛策 取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における、研究開発費は69,197千円であります。

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,900,000
計	16,900,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年10月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,943,052	5,943,052	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数100株
計	5,943,052	5,943,052	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年6月1日～ 平成25年8月31日	-	5,943,052	-	585,199	-	595,337

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 38,800	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,887,400	58,874	同上
単元未満株式	普通株式 16,852	-	-
発行済株式総数	5,943,052	-	-
総株主の議決権	-	58,874	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

平成25年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ニイタカ	大阪市淀川区新高一丁目8番10号	38,800	-	38,800	0.65
計	-	38,800	-	38,800	0.65

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ペガサス監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年5月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,167,479	1,098,982
受取手形及び売掛金	2,814,790	¹ 2,981,649
商品及び製品	557,368	576,942
仕掛品	55,775	51,976
原材料及び貯蔵品	301,369	333,240
その他	173,326	189,924
貸倒引当金	4,098	4,468
流動資産合計	5,066,011	5,228,248
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,524,269	2,880,394
土地	2,345,120	2,352,655
その他(純額)	1,356,084	857,485
有形固定資産合計	6,225,474	6,090,534
無形固定資産		
のれん	18,220	17,651
その他	135,662	136,205
無形固定資産合計	153,883	153,856
投資その他の資産		
その他	1,135,286	1,261,581
貸倒引当金	4,938	6,357
投資その他の資産合計	1,130,347	1,255,223
固定資産合計	7,509,705	7,499,614
資産合計	12,575,716	12,727,863
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,019,236	1,109,291
ファクタリング債務	1,281,560	1,366,550
短期借入金	600,000	-
未払法人税等	125,400	48,739
その他	1,205,961	1,252,266
流動負債合計	4,232,159	3,776,847
固定負債		
長期借入金	568,482	1,180,113
退職給付引当金	802,801	806,080
役員退職慰労引当金	215,290	217,642
その他	119,817	91,799
固定負債合計	1,706,391	2,295,635
負債合計	5,938,551	6,072,482

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年5月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年8月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	585,199	585,199
資本剰余金	595,337	595,337
利益剰余金	5,510,214	5,515,179
自己株式	50,146	50,176
株主資本合計	6,640,604	6,645,539
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13,607	23,959
為替換算調整勘定	10,167	33,800
その他の包括利益累計額合計	3,439	9,841
純資産合計	6,637,164	6,655,380
負債純資産合計	12,575,716	12,727,863

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日)
売上高	3,074,904	3,172,019
売上原価	1,852,033	1,908,950
売上総利益	1,222,870	1,263,069
販売費及び一般管理費	1,130,889	1,147,565
営業利益	91,981	115,503
営業外収益		
受取利息	176	19
受取配当金	1,421	1,600
受取手数料	984	1,167
消費税差額	2,320	-
受取賃貸料	-	2,811
その他	2,040	2,263
営業外収益合計	6,944	7,861
営業外費用		
支払利息	3,347	3,238
為替差損	1,117	89
賃貸収入原価	-	3,090
その他	734	2,548
営業外費用合計	5,198	8,965
経常利益	93,726	114,399
特別損失		
たな卸資産廃棄損	1,370	1,737
その他	-	57
特別損失合計	1,370	1,794
税金等調整前四半期純利益	92,356	112,605
法人税等	37,787	43,698
少数株主損益調整前四半期純利益	54,568	68,906
四半期純利益	54,568	68,906

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	54,568	68,906
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,480	10,351
為替換算調整勘定	10,695	23,632
その他の包括利益合計	8,214	13,280
四半期包括利益	46,353	82,187
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	46,353	82,187

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年5月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年8月31日)
受取手形	- 千円	86,228千円

2. 偶発債務

当社は、債権管理事務のアウトソースを目的として、食器洗浄機に係るレンタル債権の一部をリース会社に売却いたしました。当該債権に関する買戻義務を有しております。

	前連結会計年度 (平成25年5月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年8月31日)
買戻義務	440千円	217千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年6月1日 至平成24年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年6月1日 至平成25年8月31日)
減価償却費	153,554千円	148,138千円
のれんの償却額	569千円	569千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年6月1日至平成24年8月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年7月25日 取締役会	普通株式	53,139	9.00	平成24年5月31日	平成24年8月27日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成25年6月1日至平成25年8月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年7月26日 取締役会	普通株式	64,945	11.00	平成25年5月31日	平成25年8月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年6月1日至平成24年8月31日)

当社グループは、業務用の化成品事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略していません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年6月1日至平成25年8月31日)

当社グループは、業務用の化成品事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略していません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年6月1日 至平成24年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年6月1日 至平成25年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額	9円24銭	11円67銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	54,568	68,906
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	54,568	68,906
普通株式の期中平均株式数(株)	5,904,422	5,904,157

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成25年7月26日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・64,945千円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・11円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・平成25年8月26日

(注) 平成25年5月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月11日

株式会社ニイタカ

取締役会 御中

ペガサス監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安原 誠吾 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松山 治幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニイタカの平成25年6月1日から平成26年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニイタカ及び連結子会社の平成25年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。